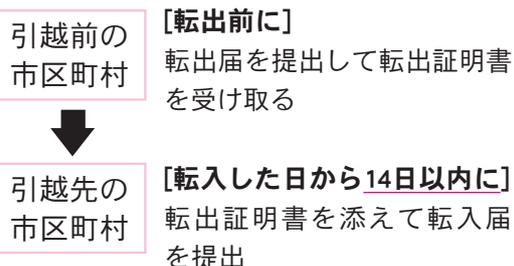


引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

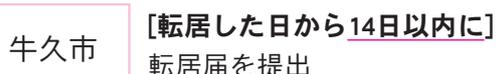
住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、行政サービスや、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。



●他の市区町村に転出・転入される場合



●同一の市区町村内で転居される場合



●転入・転居の際はマイナンバーの「通知カード」「マイナンバーカード(個人番号カード)」「住民基本台帳カード」の記載事項変更が必要です。



通知カード



マイナンバーカード
(個人番号カード)

これらのカードをお持ちください。

問 総合窓口課 ☎ 内線1622・1623・1625

保険料所得段階区分		基準額(月額)4,800円	
所得段階区分	要件	基準額に対する割合	保険料額(月額)
第一所得段階	老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税及び生活保護受給者の場合 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.45	25,900円
第二所得段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の場合	0.65	37,400円
第三所得段階	世帯全員が住民税非課税で、第一所得段階・第二所得段階に該当しない場合	0.75	43,200円
第四所得段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	0.90	51,800円
第五所得段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	1.00	57,600円
第六所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額125万円未満の場合	1.15	66,200円
第七所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額125万円以上200万円未満の場合	1.25	72,000円
第八所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上400万円未満の場合	1.50	86,400円
第九所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額400万円以上の場合	1.75	100,800円

3年ごとに見直しする介護保険料基準額を据え置きとしましたのでお知らせします。65歳以上の方の介護保険料は市町村ごとに決められた「基準額」をもとに、皆さんの所得に応じて決まります。

牛久市介護保険料据え置きのお知らせ

平成30年度～平成32年度

問 高齢福祉課 ☎ 内線1751～1753